

# 経 済 産 業 省

官 印 省 略  
20250325製局第2号  
令和7年4月1日

北海道経済産業局長 殿

経済産業省製造産業局長

## 小型自動車競走開催の適正化について

適正な小型自動車競走の開催にあたり小型自動車競走法（以下「法」という。）及び関係法令に照らして対応すべき事項並びに具体的な手続きを示しますので、貴局管内の小型自動車競走施行者、競走実施法人及び小型自動車競走場等施設設置者に対して周知徹底をお願いします。

なお、平成25年4月1日付け20130321製局第11号「小型自動車競走開催の適正化について」は廃止します。

### 1. 事務委託契約の適正化

#### (1) 不適切な相手方の排除

##### ① 暴力団員等の排除

小型自動車競走施行者は、小型自動車競走法施行規則（以下「規則」という。）第6条第2項第1号、第4号（第1号に係るものを除く。）及び第5号に規定する者を排除するため、当該各号に該当するか明らかでない場合、あらかじめ、次に掲げる契約の方式ごとにそれぞれ次に掲げる手続きの際に、当該委託事務の履行に係る場所を管轄する都道府県警察に意見照会を行うなど、当該都道府県警察と密接に連携すること。

なお、契約を締結する際には、不適切な者が当該契約に係る履行を行うことのないよう、契約書において担保すること。

ア 一般競争入札による場合にあつては、競争参加資格の審査の際

イ 指名競争入札による場合にあつては、競争参加資格の審査又は指名の際

ウ 随意契約による場合にあつては、契約の相手方の決定の際

##### ② その他の規則第6条第2項各号に規定する者の排除

小型自動車競走施行者は、規則第6条第2項各号（①に掲げる各号を除く。）に該当するかについて明らかでない場合には、地方検察庁、契約の履行者とされている者の本籍を管轄する市区町村その他関係行政機関と連携すること。

#### (2) 都道府県警察への意見照会の方法

小型自動車競走施行者は、(1)の意見照会を行う際は、別紙様式により、都道府県警察の警視総監又は道府県本部長（以下「警察本部長等」という。）に対し意見を照会すること。

また、警察本部長等の意見が(1)①各号に該当するものであるときには、意

見を提出した警察本部長等に当該施行者が講じた措置を通知すること。警察本部長等から意見提出後に、新たな事実が発見された旨の連絡を受けた場合も同様とすること。

## 2. 二十歳未満の者の勝車投票券購入防止対策

法第5条の趣旨を踏まえ、小型自動車競走施行者が「同条第2号に掲げる事務」を私人に委託しようとするときには、契約書に販売員に対する指導教育等二十歳未満の者が勝車投票券（以下「車券」という。）を購入し、又は譲り受けることを防止するために必要な措置その他の法令の遵守に関する体制の整備に係る事項を規定すること。

## 3. ギャンブル等依存症対策の着実な取組

小型自動車競走施行者・小型自動車競走場等施設設置者は、「ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）」第12条の規定に基づく「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」及び、小型自動車競走関係者で組織されたオートレースギャンブル依存症対策推進会議において制定された「オートレースギャンブル依存症対策実施規程」（令和3年2月17日制定）等に基づき、各所と連携を図りながら、効果的な施策を検討・実施することで、ギャンブル等依存症対策に着実に取り組むこと。

小型自動車競走施行者・小型自動車競走場等施設設置者は、ギャンブル等依存症の知識の向上や理解を深めるため、定期的な研修の実施等によりギャンブル等依存症対策実施体制の強化を図ること。また、小型自動車競走施行者は小型自動車競走の実施又は車券の発売に係る業務の委託を受けた事業者に対しても同様の取り組みを実施させること。

## 4. 開催運営の適正化

### (1) 開催計画の適正化

小型自動車競走施行者は、開催計画の策定に当たって、法第53条第1項の趣旨を踏まえ、小型自動車競走の公正及び安全を確保するため次の措置を講ずること。

#### ① 開催日取りの調整

開催が降雨、降雪等により日延べになることによって、従事員、警察警備の確保ができないような事態を招くことのないよう、日取り調整については十分留意すること。

#### ② 警察等の出動態勢の確認

開催計画の策定に当たっては、警察、消防機関と協議し、警察官、消防士の出動可能人員数、消防車の出動可能台数、小型自動車競走場（以下「競走場」という。）への到着に要する時間等非常事態発生時の出動態勢について確認しておくこと。

#### ③ 開催可否の決定

開催又はレース実施の可否を協議する時間、場所、決定の時期等についてはあらかじめ競走場ごとに定めることとし、その決定及び措置については、迅速に行うこと。

### (2) 開催執務体制の確立

小型自動車競走施行者は、小型自動車競走の開催に当たって、法第53条第1項の趣旨を踏まえ、場内の秩序を維持し、小型自動車競走の公正及び安全の確保等のため開催執務委員長以下各委員の処理すべき業務の範囲と責任の所在を明確に定めた開催執務要領を整備し、一貫した指揮命令系統に基づき強力な

措置を取り得るように執務体制を確立し、次の措置を講ずること。

- ① 開催執務要領の整備及び遵守  
部門ごとに開催執務要領を整備し、これを厳正に遵守することはもちろんのこと、常に携帯して読み直すことを習慣づける等所掌業務の確認と習熟に努めること。また、改善のための研究を怠ることなく業務の実態に則したものとなるよう努めること。
  - ② 開催執務員及び開催従事員の訓練  
開催ごとに前日検査日を利用して、事故を未然に防止するための、適切な処理を主眼とした部門別訓練を実施するとともに、年1回以上定期的に警察、消防機関の指導のもとに災害・事故を想定した総合訓練を実施すること。
  - ③ 苦情処理体制の確立  
観客の競走運営に対する抗議や苦情を的確かつ迅速に解消し事故への発展を防止するため、業務の熟達者による苦情処理体制を確立すること。
  - ④ 緊急事態処理体制の確立  
災害・事故等の緊急事態に対処するため、競走場ごとに緊急事態措置要領を整備し、緊急事態における警察、消防機関に対する出動要請については、出動要請の時機、事故の規模に応じた出動要請人員、競走場内への導入方法等の基本的事項を明らかにしておくこと。
  - ⑤ 公正安全確保  
小型自動車競走における公正安全の確保を図るための組織を確立し、必要に応じ調査・審議を行うものとする。
- (3) 投票業務の適正化
- 小型自動車競走施行者は、投票業務について、法第53条第1項の趣旨を踏まえ、小型自動車競走に関する犯罪及び不正防止のため競走場ごとに定める「投票業務要領」を遵守するとともに、観客の不信を招くことのないよう特に次の事項について遵守すること。
- ① 車券の発売時間及び締切り時刻を厳守すること。
  - ② 車券発売金額の集計に当たっては、投票委員の他1名以上が立会い、正確を期すること
  - ③ 車券発売金額の表示は、車券発売締切り後、当該レースの発走前に行うこと。
  - ④ 払戻金の額の決定、決定放送及びその表示に当たっては、複数者による重複確認を行うこと。
  - ⑤ 投票関係の従事員に対しては、車券の発売、集計及び払戻し業務において、的確かつ迅速な処理ができるよう実際的な訓練を実施し、事故の防止を図ること。
  - ⑥ 投票関係機器については保守要員を確保し、開催前日及び当日の競走開始前に必ず機能点検を行うとともに、年1回以上、総合的な点検整備を実施すること。
  - ⑦ 車券用紙等の保管、取扱いについては、管理体制を確立するとともに、場間場外発売に係る他場車券の払戻業務についてのチェック体制に万全を期すること。
- (4) 競走運営の適正化
- 競走実施法人は、法第53条第2項の趣旨を踏まえ、小型自動車競走の公正及び安全が確保されるよう、競走運営の適正を期すための次の事項を遵守し、事故の未然防止に努めること。

- ① 開催執務要領の遵守  
部門ごとに定める「番組編成の要領」、「管理の要領」、「検査の要領」及び「審判の要領」を厳正に遵守することはもちろんのこと、常に携帯して読み直すことを習慣づける等所掌業務の確認と習熟に努めること。また、業務の方法の改善のための研究を怠ることなく業務の実態に則したものとするよう努めること。
- ② 審判放送における確認の励行  
勝車の決定、決定放送及び決定表示に当たっては、複数者による確認を励行し、正確かつ的確な業務を行うこと。
- ③ 競走車の故障事故の防止  
選手に対し、競走車の整備に当たって細心の注意を払うこと、及び事故の未然防止に万全を期するよう指導を行うとともに、必要な措置を講ずること。
- ④ 落車事故の防止  
選手に対し、走路条件に適したタイヤの装着を求め、及び競走にあつては危険な走法並びに妨害行為等を行わないよう指導を行うとともに、オイル、塵芥等の除去等に細心の注意を払うなどして走路の点検を実施し、落車事故の未然防止に万全を期すること。
- ⑤ 周回誤認事故及び発走時における事故の防止  
周回誤認事故及び発走時における事故を防止するため、出走選手に対し細心の注意を払って走行するよう指導するなど必要な措置を講ずること。
- ⑥ 競走中のオイル漏れ事故等特殊事態に対する措置  
競走中の落車その他不慮の事故によりオイル漏れが発生し、又は競走車が走路に残留した場合、競走に重大な影響を及ぼすか否か、競走展開等を的確かつ迅速に把握し競走の不成立の是非を速やかに決定すること。なお、オイル除去については、常に必要な準備体制を整え、その後の競走が円滑に実施できるよう努めること。
- ⑦ 競走関係執務員の訓練  
競走関係執務員は、事故発生の際、各執務員の責任と判断において開催執務要領に基づき的確かつ迅速に対処できるよう、前日検査日等において、次のことを重点とした訓練を行うこと。
  - ア 審判員
    - (ア) 厳正、的確な判定を迅速に行うための訓練
    - (イ) 勝車の決定、決定放送及び決定表示等、重大な事故に発展するおそれのある業務については、的確に業務を行うための訓練
    - (ウ) 審判員に対する信頼、権威を確保するための節度訓練
  - イ 管理員  
災害・事故発生の際、選手を安全に保護するために必要な救護、収容、避難誘導訓練
  - ウ 検車員  
競走車の故障等に起因する事故を防止するための競走車の検査に関する訓練
- ⑧ 適正走行及び選手の健康管理の徹底  
選手が常に公正かつ安全な競走を行い得るよう特に次の事項について徹底を図ること。
  - ア 適正走行の徹底  
競走に際し、競技に関する規則の厳守はもちろんのこと、特に競走中危

険な走行及び競走妨害は厳に慎ませるとともに、観客の非難、疑惑を招くことのないよう、選手に対し適正走行の徹底を図ること。

イ 選手の健康管理の徹底

常に最良の健康状態で競走に参加することは競技者として最も大切な要件であることから、競走参加中の健康管理については選手及び関係者が一致協力してその維持に努め、健康管理の徹底を図ること。

⑨ 管理地区入場許可者の車券購入の自粛

管理地区への入場を許可した者のうち選手と面接する機会を得た者又は選手に接触する可能性のある者に対しては、車券購入を自粛する旨指導徹底すること。

(5) 警備体制の強化

小型自動車競走施行者は、競走場及び場外車券売場における警備について、法第53条第1項の趣旨を踏まえ、小型自動車競走の秩序を維持するため、観客の安全の確保、犯罪の防止、運営の安全確保を基本として、警察等関係当局との連携を保ちつつ的確な自衛警備体制を確立する必要がある。このため次の事項による自衛警備の強化を図ること。なお、令和3年5月24日付け警察庁丁保発第47号「公営競技に係る各種協議に対処するに当たっての配意事項等について」を添付するので、参考にされたい。

① 競走場自衛警備計画の策定

ア 競走場ごとに自衛警備計画を作成し、執務体制の確立を図ること。

イ 上記の自衛警備計画の策定及び修正に当たっては、当該競走場の所在地を管轄する警察署長の意見を求めるものとし、警備計画を策定又は修正した場合は、管轄警察署長及び全国小型自動車競走施行者協議会会長、併せて当該競走場の所在地を管轄する経済産業局に提出すること。なお、場外車券売場の場合は設置許可申請時に、当該車券売場を使用する旨を当該車券売場に通知した施行者（以下、「管理施行者」という。）においても同様の措置をとること。

ウ 上記の自衛警備計画の策定に当たっては、次の事項を参照すること。

(ア) 警備員の配置

警備員の配置人員については、競走場の立地条件、周辺環境、開催グレード、開催日程及び予想される来場者数等、警備用機材の設置・監視状況を総合的に勘案して決定すること。

警察署長に意見を求める際には、警備員及び警備用機材の配置の現状、開催グレードごとの平均来場者数実績、類似する開催の実績を踏まえた予測来場者数、立入禁止エリアのゾーニング等来場者の動線がわかる資料、その他警備員を配置する合理的な根拠を示すこと。

また、警備員等については、教育訓練を徹底し、質的向上に努め、警備力の強化を図ること。

(イ) 警備用機材

警備用機材については、次の点を考慮して配置すること。

a 監視カメラ

観客動静に死角が生じないようにするとともに有事の際に確実に現場を撮影するほか犯罪の抑止効果を高めるため、鮮明に細部まで確認でき、夜間や暗所での監視においても効果的に映像を捉えられるような性能を有する監視カメラを設置すること。物理的に死角が生じる場合には

前述に準ずる監視体制を構築すること。

- b 映像録画装置  
状況確認のため、監視カメラの映像を記録・保存する機能を備えてあること。
- c 通信連絡機器  
開催執務委員長及び自衛警備隊本部間と密に連絡できるように配置すること。
- d その他

(ウ) 駐車及び周辺対策

観客の駐車及び周辺における交通については、競走場の立地条件、周辺環境、開催グレード、開催日程及び予想される来場者数を総合的に勘案しつつ、整理員を相当数配置その他必要な措置をとること。

- ② ノミ行為等犯罪の取締体制の強化  
ノミ行為等の犯罪を防止するため、自衛警備員の質的向上を図るとともに、これらの犯罪取締専従班を組織し、強い執行力を有する取締体制を確立して、警察の協力のもとに計画的に取締りを実施すること。

5. 施設等改善及び環境の整備

(1) 施設等の整備

小型自動車競走施行者は法第53条第1項の趣旨を踏まえ、場内の秩序を維持し、小型自動車競走の公正及び安全を確保するため次のような競走場施設等の整備改善を設置者に求めること。

- ① 緊急事態に備えての施設整備
  - ア 不測の事故発生に備えて参加選手、執務員が安全に退避し得るような場所又は非常口を設けること。
  - イ 緊急時においては、警官隊を場内に進入させるための非常用出入口を観客が利用する出入口とは別に2カ所以上設けること。
- ② お客様相談所の整備  
お客様相談所は、観客と完全に遮断し、折衝に際して安全が保たれること。折衝の過程においても事故発生から解決までの間、観客の動向が詳細に確認でき、また、観客に呼びかけることができると同時に、警備その他の関係についても完全に連絡できる設備を設けること。
- ③ 救護所の整備  
要救護者のプライバシーや安全が保たれた構造とすること。
- ④ トイレ  
男性トイレ、女性トイレ及びバリアフリートイレを設置すること。
- ⑤ 放送、通信施設の安全確保  
事故が発生した場合に備え、放送・通信施設には代替手段を確保する等万全の措置を講ずること。配電盤や操作盤等の所在を示す表示板はこれらの設備を保護するため撤去するか又は記号による表示等必要な保全措置を講ずること。
- ⑥ 放送設備の整備  
場内の観客に対し広報が効果的に行えるよう、スピーカーを適切に配置し、明確に聴取することができるようにすること。
- ⑦ 夜間照明設備の整備  
紛争事案は夜間に及ぶことが多いので群衆の集まる場所を照射し得る強力な照明設備を設置するとともに、配電関係機器の安全管理及び照明設備の防護

措置に配慮すること。

⑧ 選手管理地区の安全確保

選手管理地区は観客から完全に隔離し、関係者以外が容易に侵入することができないよう防護措置を講ずること。

(2) 環境の浄化及び整備

令和3年5月24日付け警察庁丁保発第47号「公営競技に係る各種協議に対処するに当たっての配慮事項等について」及び法第53条第1項の趣旨を踏まえ、小型自動車競走の公正及び安全の確保のため次のような整備改善に努めること。

① 場内環境の浄化

暴力団、ノミ屋、コーチ屋若しくは騒擾せん動者その他悪質な入場者（違法行為者やこれから違法行為をしようとする者、選手等に対する名誉毀損や侮辱等の暴言を発する者を含む。）に対しては場内取締委員又は自衛警備員が厳正に対処し、悪質事案については、警察に通報し、警察と協力して排除等の対処を行うこと。

特に、暴力団・ノミ屋等の追放対策については、各競走場ごとの推進体制の下、計画的かつ強力で推進すること。

② 場内環境の整備

(ア) 場内外の清掃、環境整備に努め、凶器に変わるおそれのある危険物又は投石に用いられる石、敷石、セメント塊の除去、回収を励行すること。

(イ) 競走場においては、ビン詰又は缶詰の商品を原則販売しないこと。

やむを得ずビン詰又は缶詰の商品を取り扱う場合は、紙コップ等に移し替えて販売することとし、空きビン又は空缶については、即時回収を励行し、かつ、長時間販売店やゴミ箱の周辺に置かず、倉庫等に格納するかあるいは場外に搬出すること。

また、競走場外から競走場内にビン、缶が持ち込まれないよう、観客や競走場周辺の飲食店に呼びかけるとともに、場内へのビン、缶の持込みや場内でのビン、缶の利用を発見した場合には、速やかに紙コップ等に移し替え、回収した空きビン、空缶については、上記と同様の措置をとること。

なお、管理施行者は、場外車券売場でビン詰又は缶詰の商品を販売される場合には、即時回収する等必要な措置が講じられているか確認すること。

(ウ) 新聞紙、週刊誌等燃えやすいものはできるだけ早めに回収すること。

(エ) くずもの入れ等は、観客席及び観客遊歩道区域の適当な場所に固定して備えること。

(3) 周辺環境の整備

法第53条第1項の趣旨を踏まえ、入場者の整理、小型自動車競走の公正及び安全を確保するため、以下の措置を講ずること。

① 開催日における周辺の交通混雑等を防止するため必要と認められる場合は、自家用車による来場の自粛を求めるためのPR、その他の必要な措置を講ずること。

② 競走開催に伴う周辺地域への悪影響を未然に防止し、小型自動車競走に対する周辺住民の理解を得るため、関係諸機関と連絡をとりつつ交通渋滞の解消、違法駐車取締り、紙くず・ごみ等の散乱の防止、迷惑行為の取締り等の周辺対策を強力に実施するとともに、周辺住民とのコミュニケーションの緊密化、競走非開催時における施設の開放利用等についても積極的な対策を講ずること。

6. 金銭の支給による事故収拾の禁止

法第53条第1項の趣旨を踏まえ、競走場内の秩序維持のため、いかなる原因に基づく事故が発生した場合であっても車代、日当又は弁当代等の名目で観客等に金銭を支給して事故を収拾するようなことは絶対に行わないこと。

#### 7. 開催競走場以外の車券売場の運営の適正化

開催競走場以外の車券売場を運営する際は、上記1. から6. に準じ必要な措置を講ずること。特に、開催競走場との連絡体制を確立するとともに、通信・放送関係設備については常に点検、整備を励行し運営の万全を期すること。

また、いわゆる「場間場外」での車券発売時には、入場者の利便及び車券の発売等の公正な運営のために必要な措置をとること。

別紙

第 号  
年 月 日

〇〇道府県警察本部長 殿

〇〇知事（〇〇市長）

小型自動車競走法第5条第2号又は第3号に掲げる事務を委託する  
相手方に関する意見照会について

記

（法人の場合）

1. 法人名、主たる事務所の所在地
2. 全役員の氏名、住所、生年月日
3. 営業所又は事務所の名称、所在地

（個人の場合）

1. 氏名
2. 住所
3. 生年月日